

都市計画法第 58 条の 2  
の規定に基づく届出が  
必要です。

# 醍醐坂地区地区計画

## 【区域の整備・開発及び保全の方針】

### ○地区計画の目標

当地区は、醍醐山、醍醐寺の西側に位置し、傾斜地を生かした魅力ある団地の創造、みちと緑の演出によるうるおいのあるまちづくり等をコンセプトとして行われてきた「醍醐団地総合再生事業」区域の一角にあります。

当地区では、周辺の中高層市営住宅を含めたバランスの取れた地域社会の形成及び良好な住環境の維持を図るため、周辺環境・景観と調和したゆとりある居住環境を備えた低層戸建て住宅地の形成を図り、再生事業における多様な世帯の居住を支える魅力あふれる定住のまちづくりを進めることを目標とします。

### ○土地利用の方針

醍醐寺への参道ルートであるとともに地域住民の生活動線である緑道に配慮した街並み、緑豊かな空間の創出を図るとともに、醍醐地域において形成されてきた住環境を継承しつつ、地域の住宅形態のバランスに配慮した低層戸建て住宅による良質な住宅地の形成を図ります。

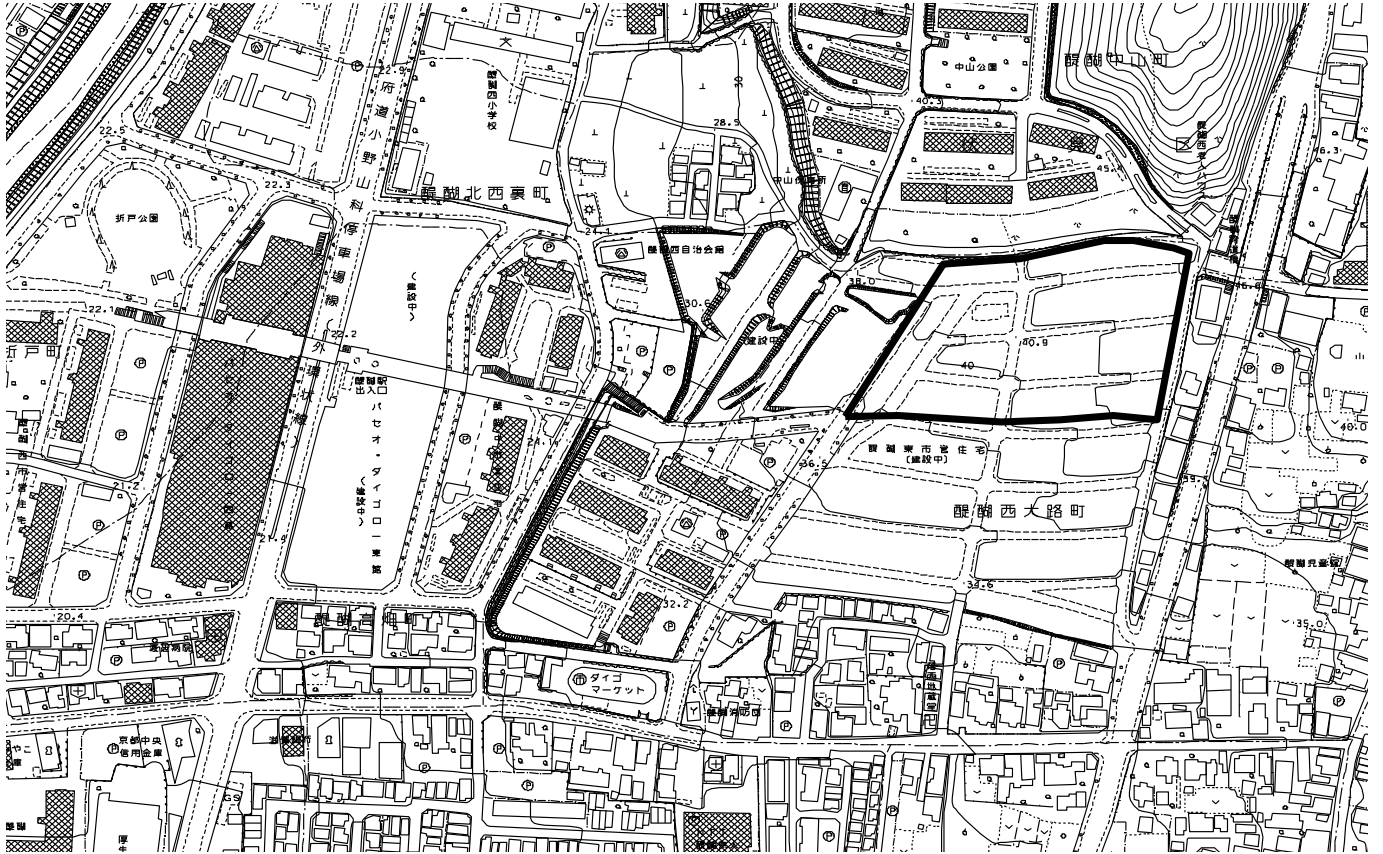
### ○建築物等の整備方針

低層戸建て住宅地として、良好な居住環境を形成し、これを将来にわたり継承するため、建築物の用途の混在や敷地の細分化の防止を図ります。

## 【地区計画の区域】



## 【地区整備計画】



### 建築物の高さの最高限度

建築物の高さは10mで、かつ、軒の高さは7.5mとする。

### 建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- 1 一戸建て専用住宅
- 2 前号に掲げる建築物に付属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。）

### 建築物の敷地面積の最低限度

135㎡

### 壁面の位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道醍醐自歩1号線及び市道醍醐経58号線の境界線までの距離の最低限度は、2mとする。

### かき又はさくの構造の制限

市道醍醐自歩1号線及び市道醍醐経58号線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生け垣等により緑化を推進することとする。

お問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL (075) 222-3505